

第268回 香川県内水面漁場管理委員会次第

日 時 令和5年3月22日（水）

14時00分～15時30分

場 所 高松市番町四丁目1番10号  
香川県庁本館12階大会議室

1 開 会

2 挨 捶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- 1) 第五種共同漁業の目標増殖量について（協議）
- 2) コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示について（協議）
- 3) うなぎ稚魚漁業について（協議）
- 4) 香川県個人情報保護条例施行規程の改正について（協議）
- 5) 資源管理の状況等の報告（報告）
- 6) その他

5 その他の



## 第五種共同漁業の目標増殖量について

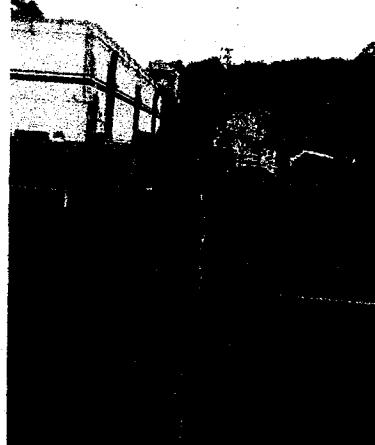
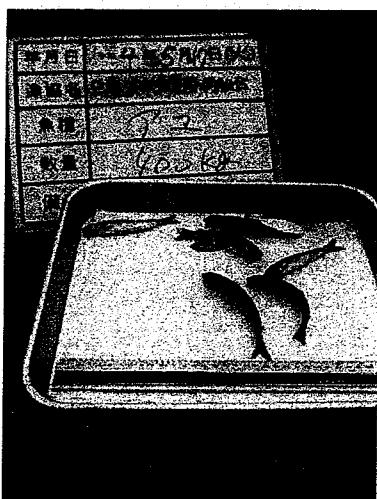
### 1 第五種共同漁業（漁業法第60条、第168条～第170条）

- ・河川等において共同で営む漁業で、県内では財田川（漁業権者：三豊淡水漁業協同組合）のみに設定されており、あゆ、ふなが対象魚種となっている。
- ・免許を受けた者は、対象魚種の増殖義務があり、漁業権者が資源の増殖を行うよう、委員会が毎年その年度の目標増殖量等を決定し、放流を実施している。
- ・遊漁規則（知事が認可）を定め、遊漁者から遊漁料を徴収し、対象魚種を採捕させることができる。

### 2 令和4年度の目標増殖量と実績

| 漁場  | 魚種 | 目標増殖量 |         | 目標増殖量に対する実績 |          |         |              |
|-----|----|-------|---------|-------------|----------|---------|--------------|
|     |    | 増殖方法  | 目標増殖量   | 増殖方法        | 実施日      | 放流量     | 種苗導入先        |
| 財田川 | あゆ | 種苗放流  | 400kg   | 種苗放流        | R4.5.17  | 400kg   | 岩崎商店（徳島市国府町） |
|     | ふな | 種苗放流  | 1,000kg | 種苗放流        | R4.12.11 | 1,000kg | 国吉池（三豊市山本町）  |

○あゆは、令和4年5月17日に岩崎商店（徳島市国府町）から購入した全長約12cmの種苗が財田川の8か所に放流された。



○ふなは、令和4年12月11日に国吉池（三豊市山本町）から取り上げた全長約15～20cmの種苗が財田川に放流された。



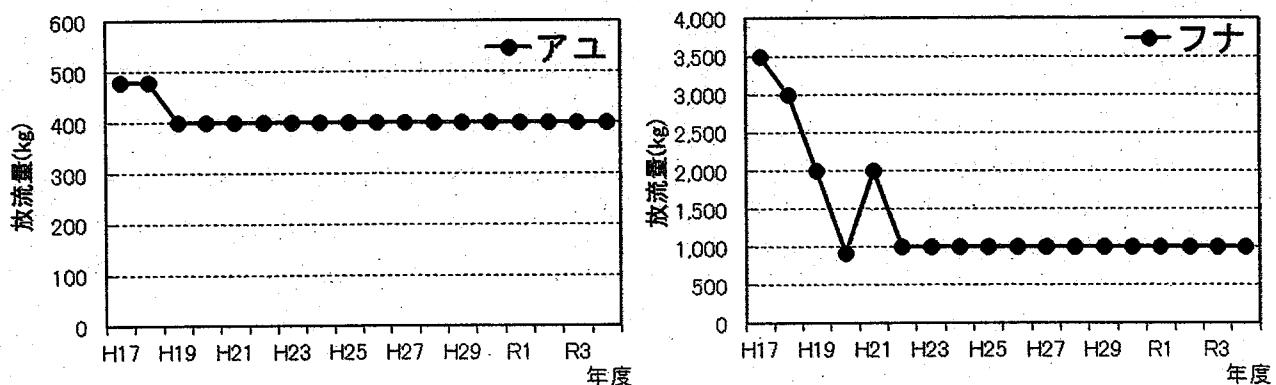
### 3 令和5年度の目標増殖量（案）

| 漁場  | 魚種 | 増殖方法 | 目標増殖量   |
|-----|----|------|---------|
| 財田川 | あゆ | 種苗放流 | 400kg   |
|     | ふな | 種苗放流 | 1,000kg |

#### 【考え方】

- 現在と同レベルの放流数を確保する理由で増殖指針（漁場計画を定める上での増殖量の考え方、P4）における増殖規模を基本とする。
- 令和4年度の増殖実績は、種苗放流アユ 400 kg、フナ 1,000 kg であった。
- 三豊淡水漁協から提出のあった令和5年度増殖計画書では、種苗放流アユ 400 kg、フナ 1,000 kg が計画されており、経営的にも実現可能な範囲である。
- 同計画書では、漁業者による利用人数は、竿釣り 80 人、投網 75 人等と令和4年度実績とほぼ同数である。遊漁者による利用人数は、WEBによる遊漁券の販売経路の拡大が進められ 100 人が計画されているが、令和4年度実績は 35 人であり、前年度と同程度である。
- ふなについては、三豊淡水漁協が産卵場造成による増殖を計画していないことから、種苗放流のみとする。

<参考> 財田川における三豊淡水漁協によるあゆ・ふなの放流実績



## 第五種共同漁業に係る目標増殖量（案）

令和5年度における第五種共同漁業に係る水産動植物の目標増殖量を次のとおり定めたので公示する。

令和5年3月 日

香川県内水面漁場管理委員会会長 一見和彦

| 免許番号  | 漁業権者の名称    | 漁場の区域                                    | 魚種 | 増殖方法 | 目標増殖量    |
|-------|------------|--|----|------|----------|
| 内共第1号 | 三豊淡水漁業協同組合 | 三豊市財田町黒川、黒川橋下流端から観音寺市観音寺町、三架橋上流端までの財田川本流 | あゆ | 種苗放流 | 400 kg   |
|       |            |  | ふな | 種苗放流 | 1,000 kg |

## 第五種共同漁業の増殖に関する指標等

| 項目〔根拠〕                               | 作成   | 内容                                    | 作成時期                            | 備考                        |
|--------------------------------------|------|---------------------------------------|---------------------------------|---------------------------|
| 増殖指針<br>〔R4.4.14 水産庁長官通知〕            | 県    | 設定水域における水産動植物の種類、増殖方法、規模についての免許の可否の基準 | 免許更新の免許申請提出前                    | H26年2月6日<br>公表<br>〔水産課HP〕 |
| 目標増殖量<br>〔R4.4.14 水産庁長官通知〕           | 委員会  | 設定水域における水産動植物の種類、増殖方法、規模の毎年度の目標量      | 毎年度                             | R5年3月22日<br>開催委員会決定後      |
| 増殖計画書及び増殖実績報告書<br>〔H25.8.27 内水面免許方針〕 | 漁業権者 | その年の計画と前年の実績                          | 毎年1月末までに作成し、県へ提出                | R5年1月31日<br>提出            |
| 増殖計画<br>〔漁業法169条〕                    | 県    | 漁業権者に当該計画に従つて増殖すべきことを命じるための規定         | 漁業権者による増殖量が目標増殖量に達しない（見込みがない）場合 |                           |

第五種共同漁業権に係る増殖指針〔平成26年2月6日付公表 水産課HPより抜粋〕

第五種共同漁業権は、漁業法第127条に基づき、免許を受けた漁業協同組合に当該水産動物の増殖を行うことが義務付けられている。

### 第1 増殖方法

漁業法第127条でいう「増殖」とは人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵造成等の積極的人為手段により、採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加せしめる行為に加え、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、単なる漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為にとどまるものは含まない。

### 第2 増殖規模

漁業権者が、計画的に資源の拡大増殖を行うために実施する放流量は、別表に定める量以上とする。

別表

| 漁場  | 魚種 | 増殖方法         | 増殖規模    |
|-----|----|--------------|---------|
| 財田川 | あゆ | 種苗放流         | 400kg   |
|     | ふな | 種苗放流または産卵床造成 | 1,000kg |

目標増殖量〔令和4年4月14日付4水管第57号 水産庁長官通知抜粋〕

漁業権の免許をした後は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示する。

委員会が目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産、災害による漁場の荒廃等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績、漁業権者の経済的負担能力（有害生物の防除の実施等に伴う追加経費負担の状況も含む。）等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮する。

## コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示について

### 1 委員会指示（漁業法第120条第1項及び第171条第4項）

内水面委員会は、次のような場合に、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

- ① 水産動植物の繁殖保護を図る
- ② 漁業権又は入漁権の行使を適切にする
- ③ 漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図る
- ④ その他漁業調整のために必要があると認めるとき

### 2 コイヘルペスウイルス病

コイヘルペスウイルス病は、「持続的養殖生産確保法」に基づく特定疾病であり、平成15年に我が国で初めて発生が確認されて以降、コイの移動制限、殺処分等のまん延防止措置が講じられている。

このウィルスに感染したコイに触れたり食べたりしても人への影響はないが、コイに対しては病原性が高く、水温 23°Cで 70~100%が死亡する大きな漁業被害を与える恐れのあるコイ特有の疾病で、現在のところ有効な治療法はない。

本県でも、平成17年6月に初めて確認され、当該疾病のまん延防止を図る必要から、コイの持ち出し制限及び放流の制限等を内容とした委員会指示を平成17年6月3日付けで発出した。

当該疾病は依然として全国で発生が認められ、本県においても散発的に発生しており、まん延防止措置を継続、徹底すべきことから、指示の期間を毎年延長してきた。

### 3 香川県内水面漁場管理委員会指示

目的：コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の重大な疾病であるコイヘルペスウイルス病のまん延防止。

指示対象：委員会指示は、漁業関係者のみならず、誰もが守らなければならない。

内容：資料P6、7のとおり

# 香川県内水面漁場管理委員会指示及び関連告示

## ●香川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第12067条第1項及び第171130条第4項の規定により、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出しの制限、放流の制限及び遺棄の禁止について指示する。

平成17年6月3日

香川県内水面漁場管理委員会会長 羽田剛

### 1 指示の内容

#### (1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると香川県知事が認めた場合は、別に香川県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、区画漁業権漁場から持ち出して食用若しくは加工用に供する場合又は公的機関が試験研究若しくは検査に供する場合は、この限りでない。

#### (2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

#### (3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

#### (4) 1の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

### 2 指示の期間

平成17年6月3日から平成18年3月31日まで

（下線部は平成21年3月31日改正）

## ●香川県内水面漁場管理委員会指示第1号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月29日

香川県内水面漁場管理委員会会長 一見 和彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関し、持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止を指示する。 | 漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関し、持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止を指示する。 |
| 1 略   | 1 略  |
| 2 指示の期間<br>平成17年6月3日から <u>令和5年3月31日まで</u>   | 2 指示期間<br>平成17年6月3日から <u>令和4年3月31日まで</u>   |

## ●香川県告示第371の2号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められるので、コイの持ち出しの制限をする水域を次のとおり定め、公表する。

平成17年6月3日

香川県知事 真鍋 武紀

津田川水系（津田川、谷川、梅檀川、蓑神川、古川、爛川、土井川、谷川、大条川、本村川、逆川、新名川）及びこれと連接一体をなす内水面

## ●香川県告示第373の2号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められるので、コイの持ち出しの制限をする水域を次のとおり定め、公表する。

平成17年6月7日

香川県知事 真鍋 武紀

鴨部川水系（鴨部川、天神川、川古川、大筈川、末川、吉川、地蔵川、清水川、切ノ川、滝ヶ原川、大出手川、筒井川、桜谷川、谷川）及びこれと連接一体をなす内水面

●香川県内水面漁場管理委員会指示第1号  
平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月 日

彦 和 見 一 香川県内水面漁場管理委員会会長

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

|                                   | 改正後                               | 改正前 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----|
| 1 略                               | 1 略                               |     |
| 2 指示の期間<br>平成17年6月3日から令和6年3月31日まで | 2 指示の期間<br>平成17年6月3日から令和5年3月31日まで |     |

4 水産第 379729 号  
令和 5 年 3 月 22 日

香川県内水面漁場管理委員会  
会長 一見和彦様

香川県知事 池田 豊人

コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示の発動について（要請）

平素は、内水面における漁場計画の策定や水産動物の採捕許可等の調整につきまして、格別  
の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るための、コイの持ち出し制限及び放流制限  
等を内容とした貴委員会指示（平成 17 年 6 月 3 日付け香川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号）  
は、令和 5 年 3 月 31 日をもって失効します。

当該疾病については依然として全国で発生が認められ、これまでのまん延防止措置を令和 5  
年度も継続、徹底すべきと考えられることから、引き続き貴委員会指示の発動を要請します。



## 令和5年度のコイヘルペスウイルス病まん延防止対策について

### 1 コイヘルペスウイルス(KHV)病発生状況

県内…平成17年に2件、18年に1件、21年に1件、25年に1件、30年に1件発生。

全国…平成16年の910件をピークに減少、26年は37件、27年は17件、28年は20件、29年は31件、30年は41件、令和元年は25件、2年は13件、3年は2件、4年は13件となった。

### 2 KHV病まん延防止対策に関する国からの通知

#### 「こいの放流及びコイヘルペスウイルス確認水域からの持ち出し等について」

- ・天然水域におけるこいの放流・移植の安全確認及び汚染水域からの持ち出し(区画漁業権漁場からのものを除く。)の防止対策については、(中略)委員会指示を含め特段の対応について検討願いたい。
- ・こいの放流・移植にあたっては、都道府県水産試験場等の公的試験研究機関による安全の確認を得た上で行う必要がある。
- ・KHVが確認された水域においては、(中略)当該水域からのこいの持ち出しを制限する必要がある。

(平成15年11月28日 水産庁沿岸沖合課長通知)

### 3 令和5年度のKHV病まん延防止対策

#### (1) 内水面漁場管理委員会による委員会指示の活用

##### 4月1日以降の継続発動要請

- ・持ち出しの制限 (津田川、鴨部川水系)
- ・放流等の制限 (県内一円)
- ・遺棄の禁止 (県内一円)

#### (2) 県民、観賞魚業者、愛好家団体等への注意喚起

委員会指示が継続して発動された場合には、その遵守を促すほか、必要に応じて自衛策の徹底等について、文書、ホームページ等を利用して周知を図る。

#### (3) KHV発生時の対応

「コイヘルペスウイルス病対応の手引き」に沿って、適切に対応する。



## うなぎ稚魚漁業について

### 1. 関係法令

#### ①漁業法（平成30年12月14日改正、令和2年12月1日施行）

（特定水産動植物の採捕の禁止）

第132条 何人も、特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。次項第4号及び第189条において同じ。）を採捕してはならない。

#### 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

（2） 第36条第1項、第57条第1項、第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）又は第119条第1項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合

#### ②漁業法施行規則（令和2年12月1日施行）

（特定水産動植物）

第41条 法第132条第1項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。

（1） うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）

（特定水産動植物に関する経過措置）

附則第2条 第41条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、適用しない。

#### ③香川県漁業調整規則（令2和年11月27日制定、令和2年12月1日施行）

（知事による漁業の許可）

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（略）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

（29） うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業

（体長等の制限）

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。（以下略）

| 水産動植物                       | 禁止期間 | 禁止区域    |
|-----------------------------|------|---------|
| 2 うなぎ（全長20センチメートル以下のものに限る。） | 周年   | 海面及び内水面 |

(試験研究等の適用除外)

第 43 条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規程は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の自給（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

## 2 うなぎ稚魚（しらすうなぎ）採捕制度の改正

- ・別紙 1 のとおり

## 3 うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針の制定

### ① 基本的考え方

現基本方針のとおり、

- ・農林水産大臣からうなぎ養殖業許可を受けた者であって、従来から特別採捕許可を受け、養殖用種苗を自給してきた県内養鰻業者を対象とする。
- ・うなぎの資源保護の観点から、相続又は親族への承継を除き、新規の許可はない。

### ② うなぎ稚魚漁業の漁業種類

使用する漁具又は漁法ごと（国の技術的助言）

- ・火光利用たも網
- ・瀬張網

### ③ 許可の有効期間

- ・漁業調整規則の規定により、1年間。
- ・ただし、漁業の時期は、現行同様の2月1日から4月30日まで。

### ④ スケジュール

- ・別紙 2 のとおり

## うなぎ稚魚（しらすうなぎ）採捕制度の改正

別紙1

現在現

省令法業漁正改

うなぎ(13cm以下)を  
特定水産動植物に指定  
(3年の猶予期間)

# 規則調業漁県川香

20cm以下のうなぎの採捕を制限

## しらすうなぎ特別採捕についての基本方針

特別採捕許可

## 種苗の自給

【令和5年12月1日以降】

特定水產動植物

漁業許可・漁業権等に基づかない採捕に罰則  
3年以下の懲役または  
3,000万円以下の罰金

卷之三

制限措置の内容  
(漁業種類、操業区域、  
漁業時期、許可数、  
漁業を営む者の資格)

省令業法漁正改

特定水産動植物として適用  
(規則による適用除外不可)  
うなぎ(13cm以下)を

香川県漁業調整規則

## うなぎ稚魚漁業の適用

## うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針(作成由)

### 公示して 申讀を募る

卷之三

うなぎ稚魚漁業許可に向けたスケジュール(R5.3案)

別紙2

|           | 令和5年  |    |    |       |    | 令和6年 |       |     |       |       |    |       |    |       |
|-----------|-------|----|----|-------|----|------|-------|-----|-------|-------|----|-------|----|-------|
|           | 3月    | 4月 | 5月 | 6月    | 7月 | 8月   | 9月    | 10月 | 11月   | 12月   | 1月 | 2月    | 3月 | 4月    |
| 取扱方針の制定   |       |    |    |       |    |      |       |     |       |       |    |       |    |       |
| 素案作成      |       |    |    |       |    |      |       |     |       |       |    |       |    |       |
| 府内関係機関説明会 |       |    |    |       |    |      |       |     |       |       |    |       |    |       |
| 委員会事前協議   |       |    |    |       |    |      |       |     |       |       |    |       |    |       |
| 漁業関係者説明会  |       |    |    |       |    |      |       |     |       |       |    |       |    |       |
| 委員会諮詢     |       |    |    |       |    |      |       |     |       |       |    |       |    |       |
| 制定        |       |    |    |       |    |      |       |     |       |       |    |       |    |       |
| R6漁期許可    |       |    |    |       |    |      |       |     |       |       |    |       |    |       |
| 許可手続準備    |       |    |    |       |    |      |       |     |       |       |    |       |    |       |
| 公示        |       |    |    |       |    |      |       |     |       |       |    |       |    |       |
| 申請        |       |    |    |       |    |      |       |     |       |       |    |       |    |       |
| 許可        |       |    |    |       |    |      |       |     |       |       |    |       |    |       |
| 採捕        |       |    |    |       |    |      |       |     |       |       |    |       |    |       |
| 内水面委員会    | 第268回 |    |    | 第269回 |    |      | 第270回 |     | 第271回 | 第272回 |    | 第273回 |    | 第274回 |

## 香川県個人情報保護条例施行規程の改正について

香川県内水面漁場管理条例ににおける個人情報の取り扱いは、「香川県個人情報保護条例」によって定められ、「香川県個人情報保護条例施行規則」によって施行することになっている。このことは平成11年8月6日付け「香川県個人情報保護条例施行規程（香川海区漁業調整委員会規定第一号）」で定められている。

この度、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、「香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）」の全部を改正し、「香川県個人情報保護条例（令和4年香川県条例第30号）」が公布された。また、「香川県個人情報保護条例施行規則（平成17年香川県規則第14号）」も全部改正され、「香川県個人情報保護規則（令和5年香川県規則第4号）」となつた。

これら改正にあわせて当委員会の「香川県個人情報保護条例施行規程」を全部改正し、「香川県内水面漁場管理条例個人情報の保護に関する法律施行規程」を定めるものである。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| 香川県個人情報保護条例施行規程<br>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の<br>保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の施行については、<br>香川県個人情報保護規則（令和5年香川県規則第4号）の規定による。 | 香川県個人情報保護条例施行規程<br>香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）の施行に<br>ついては、香川県個人情報保護条例施行規則（平成17年香川県規則第<br>14号）の規定の例による。 |

※平成11年8月6日 内水面漁場管理条例規程第1号  
改正 平成17年3月30日 内水面漁場管理条例規程第1号

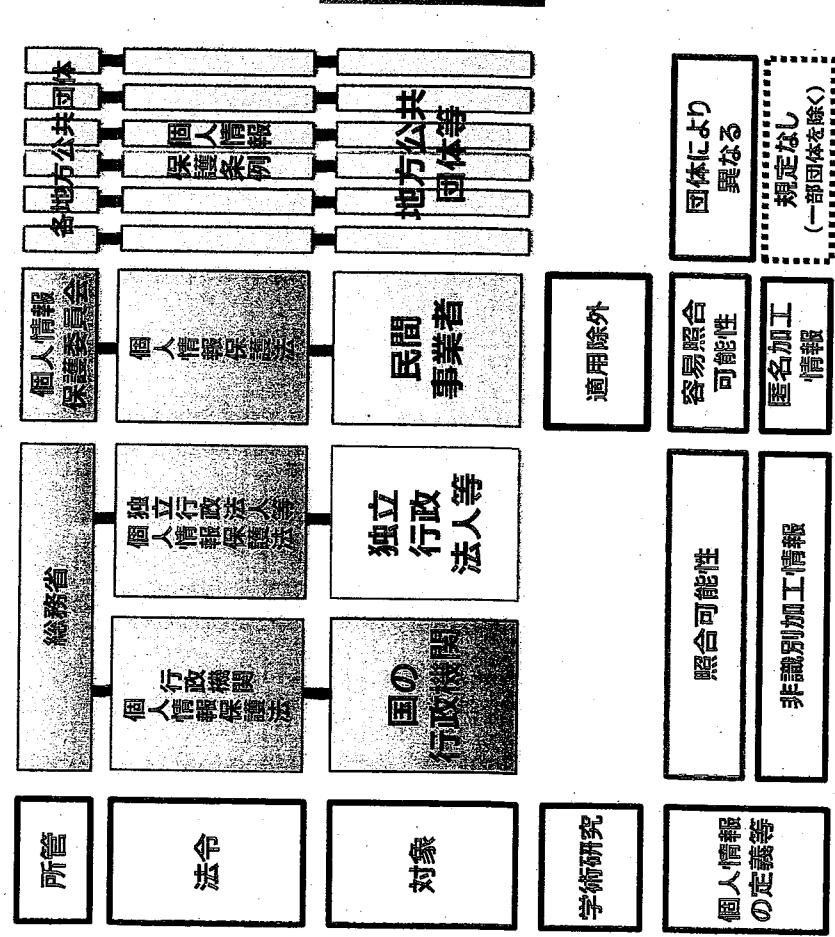


## 個人情報保護制度見直しの全体像

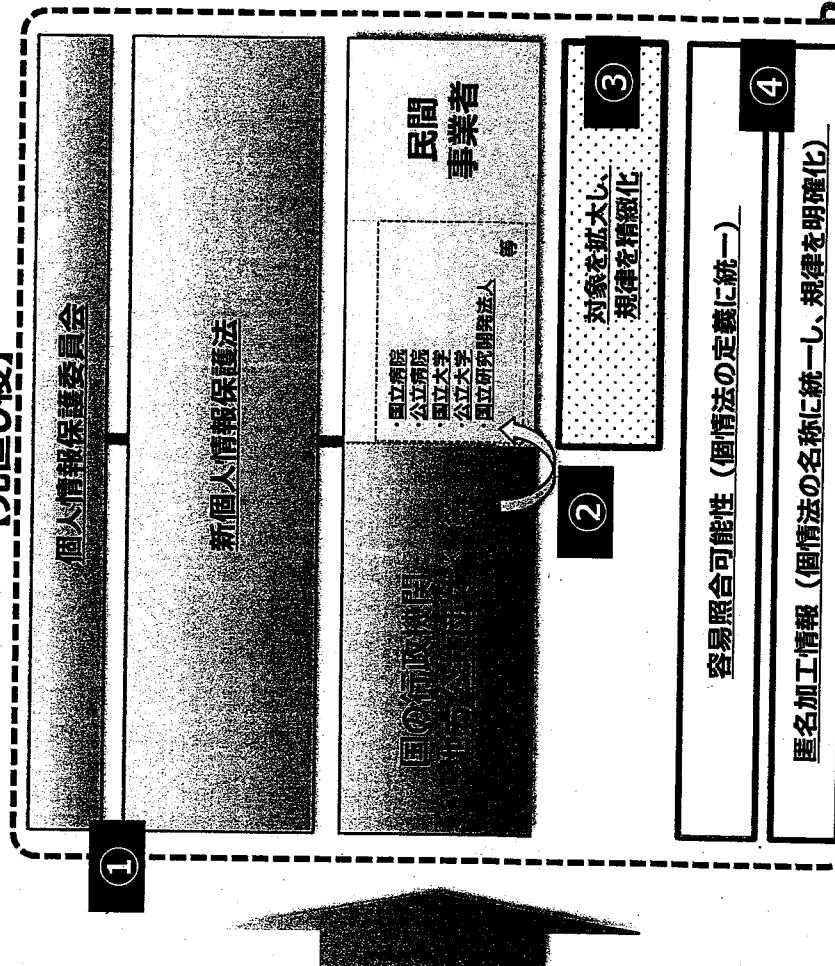
R5. 3. 22 資料4参考①  
内水面漁場管理委員会

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後**全国的な共通ルール**を規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

### 【現行】



### 【見直し後】



## 個人情報保護条例の全部改正について

### ○ 改正のポイント

- ① これまで条例で規定していた開示請求に係る手続などは、法律に規定されたため、条例で規定しない。
- ② 開示請求等の手数料は、法律において条例で定めることとされたため、条例で規定する。
- ③ 個人情報保護審議会の組織及び運営に関する事項は、引き続き条例で規定する。

### 改正前の個人情報保護条例

- ・個人情報等の定義
- ・実施機関の責務
- ・収集、利用及び提供の制限
- ・開示請求権
- ・訂正請求権
- ・利用停止請求権
- ・審議会への諮問
- ・罰則（職員等）

### 改正後の個人情報保護法

地方公共団体の機関（議会を除く。）も法律の対象

- ・個人情報等の定義
- ・実施機関の責務
- ・保有、利用及び提供の制限
- ・開示請求権
- ・訂正請求権
- ・利用停止請求権
- ・審議会への諮問
- ・罰則（職員等）

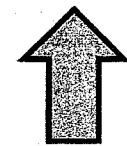
- ※ 改正前の条例に規定されていないもの
- ・行政機関等匿名加工情報の提供等



### 改正後の個人情報保護条例

- ・手数料（開示請求等）
- ・個人情報保護審議会
- ・審議会の調査権限
- ・施行状況の公表
- ・罰則（審議会委員）

- 香川県個人情報保護規則
- ・個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令及び香川県個人情報保護条例の施行に関する事項を定めるもの。



- 香川県個人情報保護条例施行規則
- ・香川県個人情報保護条例の施行に関する事項を定めるもの。

- 香川県個人情報保護規則
- ・個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令及び香川県個人情報保護条例の施行に関する事項を定めるものとする。

## 資源管理の状況等の報告（共同・区画漁業権）について（R3年度分）

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされました。

また、知事は当該報告を受けて、内水面漁場管理委員会に対し必要な事項を報告するものとされ、今回、各漁業権者から報告を受けた内容を取りまとめましたので報告します。

### 漁業法 抜粋

#### （資源管理の状況等の報告）

**第九十条** 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

**2 都道府県知事は**、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

（内水面漁場管理委員会）

### 第一百七一条

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

### ◎報告が必要な漁業権（内水面）

| 区分       | 件数   | 報告対象期間        |
|----------|------|---------------|
| 第五種共同漁業権 | 1件   | R3年度 4/1~3/31 |
| 第二種区画漁業権 | 168件 | R3年度 4/1~3/31 |

### ◎活用状況

#### ・第五種共同漁業権

| 免許件数 | 活用漁場<br>件数 | 活用割合 | 採捕量 (kg) |       |
|------|------------|------|----------|-------|
|      |            |      | あゆ       | ふな    |
| 1件   | 1件         | 100% | 30       | 1,000 |

#### ・第二種区画漁業権

| 免許件数 | 活用漁場<br>件数 | 活用割合 | 生産量 (kg) |     |       |         |
|------|------------|------|----------|-----|-------|---------|
|      |            |      | ふな       | こい  | その他   | 合計      |
| 168件 | 145件       | 86%  | 415,863  | 300 | 5,388 | 421,551 |



## 令和5年度 香川県内水面漁場管理委員会の開催計画（案）

| 月              | 旬  | 会議名等                          | 主 要 議 題   | 備考         |
|----------------|----|-------------------------------|---|------------|
| 令和<br>5年<br>5月 | 下旬 | 第 269 回委員会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・しらすうなぎの特別採捕結果について</li> <li>・しらすうなぎの養殖実態調査について</li> <li>・内水面漁場計画（案）の協議</li> <li>・うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針（素案）</li> </ul>         |            |
|                |    | 全内漁管連<br>通常総会・監査<br>(東京) 5/26 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度事業報告、令和5年度事業計画</li> <li>・令和6年度中央省庁提案書案</li> </ul>  | 会長・<br>事務局 |
| 6月             | 下旬 | しらすうなぎ<br>養殖実態調査              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東讃、高松、中讃、三豊の4地区</li> </ul>  | 全員分担       |
| 7月             | 中旬 | 第 270 回委員会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・しらすうなぎの養殖実態調査結果について</li> <li>・全国内水面漁場管理委員会連合会総会について</li> <li>・内水面漁場計画（案）の協議</li> <li>・うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針（事前協議）</li> </ul> |            |
| 8月             | 上旬 | 第 271 回委員会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針（諮問）</li> </ul>   |            |
| 9月             | 中旬 | 第 272 回委員会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内水面漁場計画の作成について（諮問）</li> </ul>   |            |
| 10月            | 下旬 | 全内漁管連<br>西日本ブロック<br>会議（福岡）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・西日本ブロック会議要望事項について</li> </ul>  | 会長・<br>事務局 |
| 11月            | 下旬 | 第 273 回委員会<br>(広聴会)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内水面漁場計画の作成について（答申）</li> </ul>   |            |
| 令和<br>6年<br>3月 | 中旬 | 第 274 回委員会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第五種共同漁業の目標増殖量について</li> <li>・コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示について</li> <li>・被免許者の諮問について</li> </ul>                                 |            |
|                |    | 全内漁管連<br>役員会                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度事業報告、令和6年度事業報告等</li> </ul>   | 会長・事務<br>局 |

※ 内水面の採捕許可については隨時

